

今夏の熱中症警戒アラート発表時等の緊急的な対応について

1 热中症警戒アラート、热中症特別警戒アラートとは

热中症警戒アラートは危険な暑さが予想される場合に热中症への警戒を呼びかけることを目的に国が発表する情報です。また、これより一段強い呼びかけとして、令和6年4月24日から热中症特別警戒アラートの運用が開始されています。

热中症警戒アラート

兵庫県内のいずれかの暑さ指数情報提供地点で暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達する場合に発表されます。

热中症特別警戒アラート

兵庫県内の全ての暑さ指数情報提供地点で暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合に発表されます。

※ 兵庫県の暑さ指数情報提供地点は19箇所

<参考>

热中症警戒アラート・热中症特別警戒アラートについて

	热中症警戒情報	热中症特別警戒情報
一般名称	热中症警戒アラート	热中症特別警戒アラート
位置づけ	气温が著しく高くなることにより热中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合(热中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	气温が特に著しく高くなることにより热中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合(全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (上記以外の自然的・社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫(現行は赤)	黒

補足) R6の運用期間: 4月第4水曜日(24日) ~ 10月第4水曜日(23日) (運用期間外の情報収集も実施予定)

令和6年3月5日環境省自治体向け説明会「改正気候変動適応法の施行について」資料より

2 热中症警戒アラート、热中症特別警戒アラート発表時の対応について

今夏の猛暑への緊急的な対応として、次の通りとします。热中症警戒アラート時も従前より一段踏み込んだ対応となります。子どもや高齢者などの热中症弱者の命を守る観点からご理解いただきますようお願いします。

なお、次年度に向けては、夏場の屋外等における運動のあり方、子どもの対応等について、改めて研究し、専門家やスポーツ団体等と検討してまいります。

(1) 市主催行事・イベントの対応について

発表されたアラートの内容	屋内/ 屋外等※	実施/ 中止	市の対応
热中症警戒アラート	屋内	実施	こまめな休憩や水分・塩分補給を注意喚起◆
	屋外等	実施	こまめな休憩や水分・塩分補給を注意喚起◆ ただし、中学生以下の運動は中止
热中症特別警戒アラート	屋内	実施	全ての参加者が热中症対策を徹底できているか主催者等が確認◆ 状況に応じて各部署が中止を判断
	屋外等	中止	市ホームページやSNSで周知

※屋外等:冷房設備のない屋内を含みます。

※共催の行事・イベントについては、上記を基本として事前に方向性を協議します。

◆「热中症特別警戒情報等の運用に関する指針(環境省)」に沿った対応

(2) 市主催以外の行事・イベント時の市の施設の対応について

発表されたアラートの内容	屋内/ 屋外等※	貸出可/ 不可	主催者の対応
热中症警戒アラート	屋内	可	こまめな休憩や水分・塩分補給を注意喚起◆
	屋外等	可	こまめな休憩や水分・塩分補給を注意喚起◆ ただし、中学生以下の運動は中止を協力依頼
热中症特別警戒アラート	屋内	可	全ての参加者が热中症対策を徹底できているか主催者等が確認◆ 状況に応じて主催者等が中止を判断
	屋外等	不可	主催者が関係者に連絡する

※屋外等:冷房設備のない屋内を含みます。

◆「热中症特別警戒情報等の運用に関する指針(環境省)」に沿った対応

(3) 市立学校、市立幼稚園、市立保育所・子ども園の対応について (別紙の通り)

なお、市スポーツ協会などの団体が主催する市内大会及び広域大会は、教育委員会の市立学校における「热中症警戒アラート発表時の屋外等での活動禁止事項」の運用を準用する。